

平成22年 12月9日
三重県農水商工部

シャープ株式会社亀山工場立地に伴う経済波及等効果について

1. 雇用

【調査方法】

シャープ(株)亀山工場立地に伴う雇用創出効果について、同工場及び同工場と直接取引関係にある企業(合計 33 社)を対象にヒアリング等を実施し、各企業の雇用者数を調査しました。

調査は平成 22 年 5 月時点を基本としています。

【調査結果(概要)】

- シャープ(株)亀山工場立地に伴い、平成 22 年 5 月時点で約 6,900 名が雇用されています。6 年前の操業開始時(約 2,500 名)と比較し、約 2.7 倍の増加となっています。
- 企業別内訳では、平成 22 年 5 月時点で、シャープ(株)約 2,700 名、シャープ(株)亀山工場内協力企業 約 1,400 名、県内で新增設した関連企業 約 2,800 名となっています。
- 雇用形態別では、平成 22 年 5 月時点で、正社員約 4,500 名、派遣・業務請負等従事者約 2,400 名となっています。
- シャープ(株)亀山工場を含めた 33 社の企業のうち 5 社が、平成 22 年 4 月に県内高校新卒者 42 名を採用しています。平成 16 年度から平成 22 年度までの県内高校新卒者採用者数(各年 4 月採用)は累計で 887 名になりました。

◇ 総雇用者数の推移

(単位:名)

区分		H16.1 (操業)	H19.5	H20.5	H21.1	H21.5	H22.1	H22.5
シャープ(株)		約 500	約 2,300	約 3,100	約 3,000	約 3,000	約 2,600	約 2,700
協力企業※1		約 1,200	約 1,800	約 1,600	約 1,400	約 1,200	約 1,500	約 1,400
内 訳	生産	約 1,000	約 1,300	約 1,100	約 900	約 800	約 1,200	約 1,000
	非生産	約 200	約 500	約 500	約 500	約 400	約 300	約 400
関連企業※2		約 800	約 3,600	約 3,900	約 3,400	約 2,600	約 2,800	約 2,800
計		約 2,500	約 7,700	約 8,600	約 7,800	約 6,800	約 6,900	約 6,900

※1 「協力企業」:シャープ(株)亀山工場敷地内で操業している企業

※2 「関連企業」:シャープ(株)亀山工場敷地外で操業している県内立地企業

◇ シャープ(株)、協力企業<工場内>、関連企業の合計(H22.5における総雇用者数) (単位:名)

区分		企業数	雇用者数	備考
総雇用者数		33	約6,900	①正社員 約4,500 派遣、請負等 約2,400 ②亀山市内事業所分 約5,900 鈴鹿以北事業所分 約400 津市以南事業所分 約600
内 訳	新規採用者数	32	約3,900	シャープ(株)亀山工場内<シャープ(株)及び協力企業>:約1,700
	社内異動	23	約3,000	
	県内出身者	33	約4,500	シャープ(株)亀山工場内<シャープ(株)及び協力企業>:約2,200
	県外出身者	25	約2,400	
新規県内出身常用雇用者数		26	約1,300	
22年4月の県内高校新卒採用数		5	42	H16年度以降累計:887名

2. 税 収

【調査方法】

シャープ(株)亀山工場及び同工場立地に伴い新設又は増設を行った製造業15社(新規立地9社、新規増設3社、既存増設2社、営業拠点1社)、ユーティリティー関連3社及び物流関連等3社、計22社を対象とし、法人事業税及び法人県民税の額から推計しました。

【調査結果(概要)】

○ 調査対象とした上記22社の平成21年度県税収入(法人事業税及び法人県民税。なお、地方法人特別税を含める)は約2.4億円となっています。平成16年度以降の税収累計額は、約286.1億円となりました。

○ 平成21年度収入は、シャープ(株)亀山工場が操業する前年の平成15年度の収入(約33.3億円)と比較すると、リーマンショック等の影響もあり、大幅な減少となりました。平成15年度と比較した税収増加額の平成16~21年度6カ年累計は、約117.2億円となりました。

◇ 法人事業税及び法人県民税(法人税割のみ)調定額実績^{※3}

(単位:億円)

区分	H15年度		H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	立地企業分 ^{※4}	うち鈴鹿分 ^{※5}	立地企業分	うち鈴鹿分	立地企業分	うち鈴鹿分	立地企業分	うち鈴鹿分	立地企業分	うち鈴鹿分	立地企業分	うち鈴鹿分	立地企業分	うち鈴鹿分
合計額	33.3	5.5	49.7	14.5	60.3	21.7	65.6	26.3	60.4	20.4	47.7	14.3	2.4	1.1
16年度以降累計額			49.7	14.5	110.0	36.2	175.6	62.5	236.0	82.9	283.7	97.2	286.1	98.3
対15年度比税収増加額			16.4	9.0	27.0	16.2	32.3	20.8	27.1	14.9	14.4	8.8	0	0
同上累計額			16.4	9.0	43.4	25.2	75.7	46.0	102.8	60.9	117.2	69.7	117.2	69.7

※3 平成20年度の税制改正により、法人事業税の税率が引き下げられ、その引き下げた部分を新たに創設された地方法人特別税(国税)としているため、平成21年度の税収は、地方法人特別税を含めた数字

※4 「立地企業分」:税収調査の対象としている24社の合計。ただし、平成21年度は22社の合計

※5 「うち鈴鹿分」:24社(平成21年度は22社)のうち鈴鹿市・亀山市内の企業13社の合計

3. 製造品出荷額の推移

【調査結果(概要)】

- 県全体の製造品出荷額は平成 18 年に 10 兆円を超え、堅調に推移していましたが、平成 21 年(速報値)は、リーマンショック等の影響もあり、9 兆 3,195 億円と減少しました。しかしながら、平成 18 年以降全国 9 位を維持しています。
- シャープ(株)亀山工場が平成 16 年 1 月に操業を開始して以降、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の製造品出荷額は、8,725 億円(H15)から 2 兆 3,656 億円(H20)と大幅に増加し、平成 16 年以降は全国 1 位となっています。
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業の製造品出荷額の伸びを従業員規模別で比較すると、中小規模(300 人未満)の事業所では 404%(H20 対 H15)、大規模の事業所(300 人以上)では 261%(同)となっています。

◇ 三重県における製造品出荷額の推移

(単位:億円)

区分		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21 (速報)	
製造業合計額		78,039 (100)	87,751 (112)	94,581 (121)	107,885 (138)	116,018 (149)	117,451 (151)	93,195 (119)	
全国順位		10 位	10 位	10 位	9 位	9 位	9 位	9 位	
電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	製造品出荷額	8,725 (100)	12,491 (143)	13,359 (153)	16,126 (185)	21,761 (249)	23,656 (271)	—	
	全国順位	2 位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位	—	
	従業員 規模別	300人未満	634 (100)	1,133 (179)	1,252 (198)	1,517 (239)	1,731 (273)	2563 (404)	—
		300人以上	8,091 (100)	11,359 (140)	12,107 (150)	14,609 (180)	20,030 (248)	21,093 (261)	—

(資料出所:経済産業省「工業統計調査」)

4. その他(亀山市の状況)

【調査結果(概要)】

- 亀山市の人口増加率は、平成15年以降県平均を上回る伸びを示しています。
- シャープ(株)亀山工場が立地して以降、市税収入の増加傾向、財政力指数の向上傾向が見て取れます。
- 平成13年に3,589億円であった製造品出荷額は、平成21年(速報)には1兆115億円となり、四日市市、鈴鹿市に次ぐ県内3番目の規模となっています。

(1)人口の状況(住基台帳人口及び外国人登録者数の計)

(単位:人)

区分	H13.4.1	H15.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
人口	47,875	47,919	48,517	48,824	49,110	50,001	50,245	50,404
うち20代	6,578	6,148	6,254	6,380	6,440	6,794	6,719	6,663
うち30代	6,038	6,383	6,740	6,892	7,065	7,306	7,384	7,458
市人口増加率(H13比)	—	0.1%	1.3%	2.0%	2.6%	4.4%	5.0%	5.3%
(県人口増加率)	—	0.2%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.3%	-0.1%
20代増加率	—	-6.5%	-4.9%	-3.0%	-2.1%	3.3%	2.1%	1.3%
30代増加率	—	5.7%	11.6%	14.1%	17.0%	21.0%	22.3%	23.5%

※H13、H15は、旧亀山市と旧関町の合算数字を使用(亀山市戸籍市民室調べ)

(2)財政の状況

(単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歳入額	18,048	17,238	18,332	20,644	20,059	19,202	20,122	24,618	23,621	20,895
自主財源額	10,855	10,918	10,643	12,798	13,263	13,599	15,176	16,515	18,098	14,061
地方税額	7,707	7,386	7,175	8,039	10,092	11,000	12,867	14,618	13,884	11,761
法人市民税	747	475	680	1,073	1,534	1,965	1,690	1,443	564	569
固定資産税	3,873	4,011	3,720	4,215	5,651	5,789	7,336	9,117	9,316	7,402
自主財源割合	60.1%	63.3%	58.1%	62.0%	66.1%	70.8%	75.4%	67.1%	76.6%	67.3%
財政力指数	0.78	0.82	0.78	0.84	1.06	1.15	1.38	1.45	1.34	1.06
歳入額(H13比)	—	95.5%	101.6%	114.4%	111.1%	106.4%	111.5%	136.4%	130.9%	115.8%

(亀山市歳入歳出決算書・予算書)

(3)製造品出荷額の推移(従業者4人以上の事業所)

区分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年 (速報)
製造品出荷額(億円)	3,589	3,406	3,451	5,957	7,895	8,767	10,920	13,843	10,115
事業所数	169	168	162	152	158	143	150	155	142
製造業従業員数(人)	7,758	7,953	7,669	9,583	10,206	10,701	12,008	12,438	10,657
従業員当たり製造品出荷額(万円)	4,626	4,283	4,499	6,216	7,736	8,192	9,094	11,130	9,491
製造品出荷額(H13比)	—	94.9%	96.1%	166.0%	167.2%	244.3%	304.3%	385.7%	281.8%

※13年～16年は旧亀山市と旧関町の合算数値(工業統計調査)

(4)住宅建築(民間共同住宅)の状況

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
アパート建築確認申請戸数(戸)	249	458	583	695	770	282	192	34
延床面積(m ²)	12,448.1	20,809.6	22,309.9	28,258.2	33,498.1	11,356.7	10,854.2	1,920.9
戸数累計(戸)	249	707	1,290	1,985	2,755	3,037	3,229	3,263

(亀山市調べ)

(5)公共交通機関の状況(タクシーの状況)

区分	13年度	15年度	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
会社数	3	6	6	6	7	6	6	6
台数	25	39	45	51	56	44	40	41

(タクシー会社への聞き取りによる)

(6)物流の状況(亀山IC及び亀山PAスマートIC交通量)

(単位:千台)

区分	13年	16年	17年		18年		19年		20年		21年	
			亀山IC	スマートIC	亀山IC	スマートIC	亀山IC	スマートIC	亀山IC	スマートIC	亀山IC	スマートIC
交通量	17,486	18,518	12,737	90	13,145	459	13,118	498	10,185	609	13,500	610
対13年度増減率	—	105.9%										
対17年度増減率			—	—	103.2%	510.0%	103.0%	553.3%	80.0%	676.7%	106.0%	677.8%

(中日本高速道路(株)調べ)

※ 平成17年12月、シャープ(株)亀山工場に至近の亀山PAにスマートインターチェンジが設置されました。

※ 平成20年2月、新名神高速道路(亀山JCT~草津JCT)が開通しました。

(7)宿泊施設の状況

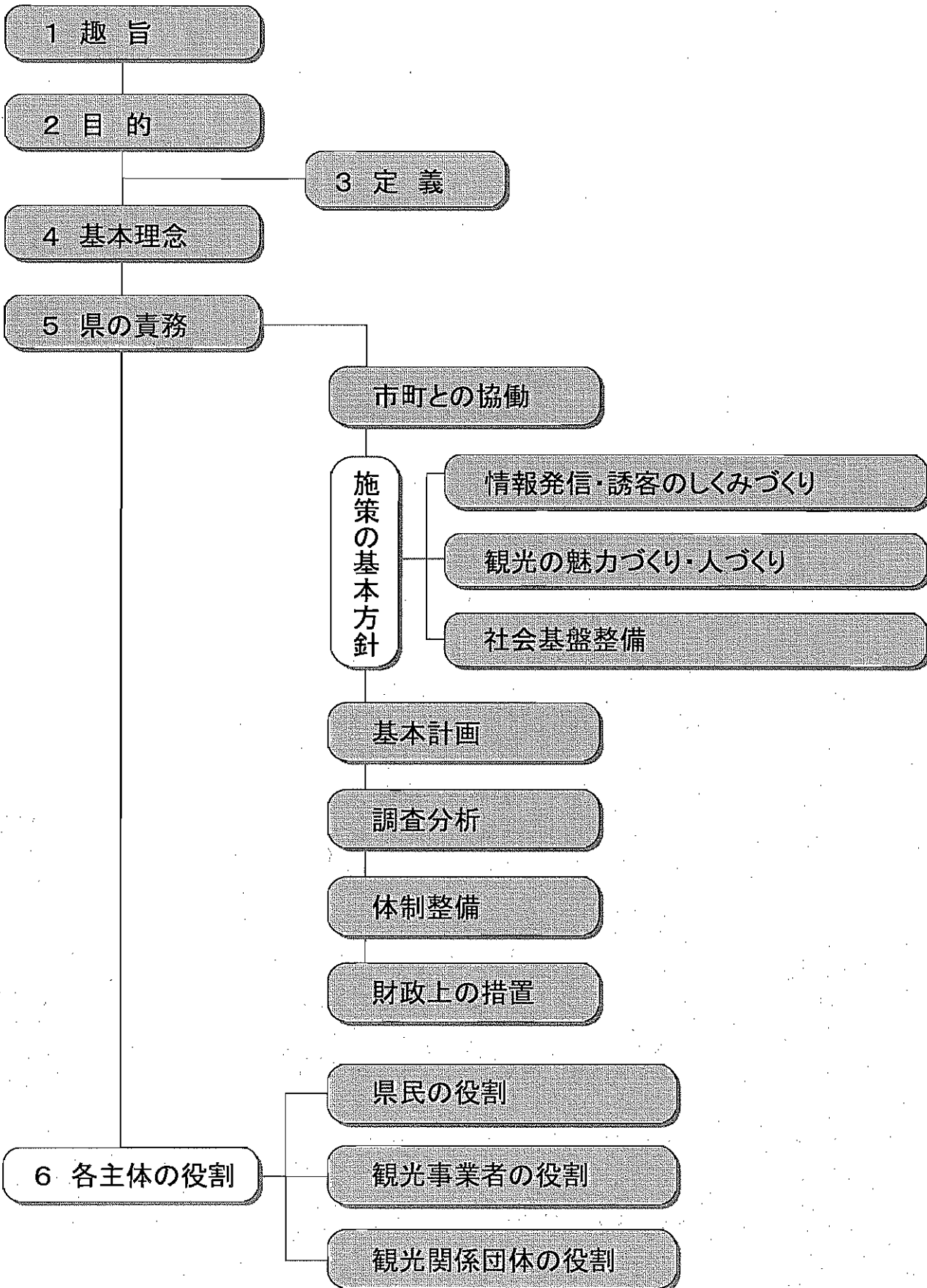
区分		15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
登録数	ビジネスホテル	1	3	3	5	5	7	7
	国民宿舎	1	1	1	1	1	1	1
	旅館	5	5	5	5	5	5	5
	計	7	9	9	11	11	13	13
室数	ビジネスホテル	85	311	311	612	612	992	992
	国民宿舎	26	26	26	26	26	26	26
	旅館	36	36	36	36	36	36	36
	計	147	373	373	674	674	1,054	1,054
収容人員	ビジネスホテル	88	336	336	689	689	1,308	1,308
	国民宿舎	120	120	120	120	120	120	120
	旅館	107	107	107	107	107	107	107
	計	315	563	563	916	916	1,535	1,535

(観光レクリエーション入込客数推計書等)

三重県観光振興条例（仮称）の制定に向けた
検討について

平成22年12月
農水商工部

三重県観光振興条例（仮称）の考え方（素案）についての体系図



目的／基本理念

県の責務／施策の基本方針／施策の推進方策

各主体の役割

三重県観光振興条例（仮称）の考え方（素案）について

1 趣旨

私たちのふるさと三重県は、海や山の豊かな自然に恵まれ、人が暮らすのに理想的な地域として、古くから「美し国」と呼ばれてきました。また、「日本人の旅の原点」といわれるお伊勢参りの目的地として、全国の人々が行き交い交流を重ね発展してきました。

人の往来により縦横に発達した街道、歴史の中で形成されたまち並み、日本でも有数の変化に富んだ海岸線、自然美の宝庫たる山河が織りなす景観など、郷土三重には、多くの人々を魅了し惹きつける資源が満ちあふれています。

観光は、先人から受け継がれてきた豊かな自然や歴史、伝統、文化などを大切に守りながら、地域の持ち味や個性を磨き上げていくことによって、県民一人ひとりの郷土への愛着をはぐくむとともに、訪れた人々との交流を通じて、自信と誇りを感じ、心の豊かさの向上につながるものです。

また、観光は、多様な産業と関連する裾野の広い産業であることから、その波及効果は広範囲にわたるとともに、地域における雇用を創出し、地域経済をより力強いものとします。

三重県観光は、これまで、二十年に一度、執り行われる神宮式年遷宮が全国的にも注目を集め、多くの人々が三重県を訪れる好機を生かして、大きな発展を遂げてきました。しかしながら、近年、観光を取り巻く環境は、全国各地の観光地間競争が激しくなるなど、一段と厳しさを増しています。

郷土三重が魅力ある観光地としてこれからも選ばれ続けるためには、観光が生活の大切な一部となり、観光振興が県民生活の向上と一体的に展開されるとともに、三重県経済を牽引する産業として観光産業を大きく育て、確立させていくことが重要です。

ここに、県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が総力を結集して、三重県観光の持続的な発展とさらなる飛躍に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定します。

2 目的

この条例は、三重県観光の持続的な発展を図るための基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が郷土への誇りと愛着を持つことのできる地域社会の

実現及び本県経済の発展に寄与することを目的とします。

3 定義

この条例における用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- ①観光資源 人の往来により縦横に発達した街道、歴史の中で形成されたまち並み、日本でも有数の変化に富んだ海岸線、自然美の宝庫たる山河が織りなす景観のほか、地域に根づいた豊かな食文化、郷土愛にあふれ観光旅行者を温かく迎えることのできる人材その他観光の対象となる資源又は資産をいう。
- ②観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関する事業を行う事業者をいう。
- ③観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他観光に関する事業を行う団体をいう。
- ④県民等 県民、観光事業者及び観光関係団体をいう。

4 基本理念

三重県観光の持続的な発展は、県、市町及び県民等がそれぞれの立場において協働し一体となって、次に掲げる事項の実現をめざすことを基本理念として取り組むものとします。

- ①地域の観光資源の活用及びその魅力の再発見を通じて、県民一人ひとりの郷土愛をはぐくむとともに観光行動を促進し、豊かな県民生活の向上に観光が活用されること。
- ②観光が、多様な産業と関連する二十一世紀の成長産業として、地域経済の活性化及び雇用の増大に寄与し、本県経済を牽引する産業となること。

5 県の責務

- (1) 県は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。
- (2) 県は、市町又は県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進めることができるよう総合調整及び必要な支援を行うものとします。

(市町との協働)

- (1) 県は、市町に対し、県と協働して地域特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、実施すること及び県の施策に協力することを求めることができるものとしします。
- (2) 県は、市町が、地域において観光の振興に関する活動を行う県民等の取組を支援する主体的な役割を担っていることにかんがみ、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとしします。

(施策の基本方針：情報発信・誘客のしくみづくり)

県は、次に掲げる基本方針に基づき、国内外からの誘客に向けた情報発信及び誘客のしくみづくりに関する施策を推進するものとしします。

- ① 三重県の本物及び旬の魅力を活用した観光情報の発信と誘客
- ② 周遊性及び滞在性の向上による県内での宿泊観光の促進
- ③ 体験学習を中心とした教育旅行の誘致
- ④ 三重県固有の観光資源を活用した海外からの誘客
- ⑤ 県内の各地域間及び県境をまたいだ広域的な連携の推進

(施策の基本方針：観光の魅力づくり・人づくり)

県は、次に掲げる基本方針に基づき、地域の観光資源を活用した観光の魅力づくり及び人づくりに関する施策を推進するものとしします。

- ① 地域が主体的に行う魅力ある観光地づくりへの支援
- ② 観光地づくりを担う人材の育成支援
- ③ 観光旅行者のニーズの多様化を踏まえた新たなツーリズムへの対応
- ④ 県民の郷土への誇りと愛着の醸成及び観光行動の促進
- ⑤ 観光産業の高度化及び複合化の促進

(施策の基本方針：社会基盤整備)

県は、次に掲げる基本方針に基づき、快適性及び利便性の高い観光地の形成に向けた社会基盤整備に関する施策を推進するものとしします。

- ① まち並みの整備と一体となった観光地の景観整備
- ② 観光旅行の安全及び安心の確保
- ③ 観光旅行者の受入体制の充実
- ④ 観光の振興に資する交通基盤の整備促進

(基本計画)

- (1) 県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとします。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
 - ① 観光の振興に関する目標
 - ② 観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に推進する施策
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、観光の振興に関する必要な事項
- (3) 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めるものとします。
- (4) 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとします。
- (5) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(調査分析)

県は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、観光に関する情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備を図るものとします。

(体制整備)

県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備を図るものとします。

(財政上の措置)

県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

6 各主体の役割

(県民の役割)

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、観光旅行者に対する配慮並びに観光資源の

維持及び保全に努めるものとします。

- (2) 県民は、観光への関心及び理解を深めるとともに、自らの観光行動を通じて、豊かな県民生活の向上に観光を活用するよう努めるものとします。

(観光事業者の役割)

- (1) 観光事業者は、基本理念にのっとり、自らが観光の振興における中心的な立場にあることにかんがみ、観光旅行者に提供する製品又はサービスの質の向上に努めるものとします。
- (2) 観光事業者は、地域と関わりを持つことの意義への認識を深め、地域内の他の事業者又は団体との連携により地域社会への貢献及び地域経済の活性化に努めるものとします。

(観光関係団体の役割)

- (1) 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、受入体制の整備その他観光の振興に関する事業に取り組むよう努めるものとします。
- (2) 観光関係団体は、観光事業者間又は他の産業の事業者若しくは団体との連携の促進を図りながら、事業活動を行うよう努めるものとします。